インボイス制度実施の中止を求めます

2022/12/26

電算労コンピュータ関連労働組合

2023 年 10 月から導入されるインボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施を中止するよう求めます。この制度で導入される適格請求書とは、税務署から発行される登録番号を請求書等に記載したものです。この登録番号を発行するための登録手続きが、2021 年 10 月から始まっておりますが、登録すると必ず課税事業者になります。

フリーランスを中心とした年間の売上が 1000 万円以下の事業者は、これまで免税事業者として扱われ、消費税の納入を免除されていましたが、登録番号を入手するために課税事業者になる選択を迫られます。課税事業者になると、これまで消費税の納入を免除される前提で価格を抑えて仕事を得ていた免税事業者も消費税を納税することになり収入が下がります。それを補う値上げをした場合には取引が中止される懸念が生じるなど、おおきな影響があります。しかし、免税事業者のままでは請求書に登録番号を記載することができません。すると発注側の事業者は、消費税額の計算にあたって仕入税額控除ができなくなるため、発注側事業者の消費税額負担が増加してしまいます。そのため、同様に発注側事業者から免税事業者に対して値引きを求められたり、取引を中止される懸念があります。

仕事を得るために、免除される消費税分の価格を抑えていたフリーランスにとって、このインボイス制度の導入は死活問題と言えますが、相応の救済措置もありません。政府は働き方の多様化として副業の推進や雇用によらない働き方を拡大してフリーランスという働き方を増加させる一方、フリーランスの生活を不安定にするインボイス制度の導入が進められているのが現状です。

また、フリーランスだけではなく発注側企業にも登録番号を確認する事務作業や、経理処理の煩雑さなど、業務の逼迫・労働環境の悪化に繋がる懸念があります。その他にも適格請求書発行事業者公表サイトで登録事業者の氏名を参照できてしまい、悪用に繋がる懸念もあります。

フリーランスを中心とした弱い立場の労働者の生活を守るため、私達はこのインボイス制度実施の中止を求めます。